

## 令和7年度都立小平西高等学校体育施設開放に伴う登録団体募集要領

### 1 目的

この要領は、都立小平西高等学校の体育施設を広く都民のスポーツ活動の場の使用に供するために、利用団体の募集手続等を定めることを目的とする。

### 2 実施内容

#### (1) 開放施設及び種目

- ・テニスコート 硬式テニス

#### (2) 開放日時等

- ・年間開放日数（予定） 6日（土・日） 各日午前、午後 光熱水費負担なし  
※部活動等の学校予定変更に伴い、変更となる場合があります。

#### (3) 使用者

体育施設を使用できる者は、次の要件を満たす団体とする。

団体区分及び団体の定義は、別表1のとおりとする。

※ 今回の登録要件には、下記のほか、地域要件がある。詳細は、3（1）及び別表1を確認すること。

ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体  
ただし、障害のある人々で構成された団体については、5名以上の団体とする。

イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

ウ アマチュア活動を目的としている団体

エ 営利を目的としない団体

オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

カ その他運営委員会が定める条件を満たす団体であること。

### 3 登録手続き

登録を希望する団体は、以下のとおり必要書類を提出しなければならない。

#### (1) 受付期限（地域スポーツクラブ、地域青少年スポーツ団体、地域スポーツ団体、障害者団体）

令和7年3月16日（日）まで

※ 一般スポーツ団体等については、地域団体による登録が少数の場合についてのみ、あらためて募集する。

#### (2) 登録方法

LoGo フォームにより登録する。

（ <https://logoform.jp/form/tmgform/868972> ）



#### (3) 登録決定

ア 運営委員長は、速やかに書類審査を行い決定する。

イ 団体登録を決定した団体（以下「登録団体」という。）には登録証を交付する。

ウ 登録有効期限は令和8年3月31日までの1年間とする。

#### 4 使用手続き

登録団体は、別途定める受付期間内に、別途定める方法により申し込む。

#### 5 使用承認

運営委員長は、施設開放を円滑かつ公平に運営するために、できる限り必要な調整を行い承認する。  
運営委員長は使用承認後、使用承認書を交付する。

#### 6 使用団体の責務等

ア 使用団体は構成員の中から管理指導員を選出し、施設使用時は配置しなければならない。

イ 使用団体は、登録証に記載されている都立学校開放施設の使用に関する条件等の決まりを遵守すること。

ウ 登録構成団体員は、傷害保険に加入するものとする。

エ 事故が起きた場合は、団体責任者又は管理指導員は速やかに適切な対応を行い、その状況を報告すること。

#### 別表 1

(今回対象)

団体区分	定 義
地域スポーツクラブ	区市町村に登録している「 <u>地域スポーツクラブ</u> 」の活動として利用する団体 一覧 <a href="https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/regionalSportsClubList.html">https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/regionalSportsClubList.html</a>
地域青少年スポーツ団体	「地域」※に在住・在勤・在学する青少年（18 歳まで）を主な構成員とする 10 名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された 10 名以上の団体
地域スポーツ団体	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された 10 名以上の団体
障害者団体	障害のある人（支援者を含む）で構成された 5 名以上の団体

(今回対象外)

一般スポーツ団体	スポーツ活動を目的とした 10 名以上で構成された広域団体
----------	-------------------------------

※ 「地域」とは、小平市及び隣接する東大和市、立川市、国分寺市、小金井市、西東京市、東久留米市、東村山市とする。